

船舶事故調査報告書

令和3年11月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和3年2月11日 08時00分ごろ
発生場所	長崎県西海市松島南東方沖 瀬戸港福島外防波堤灯台から真方位218°1,290m付近 (概位 北緯32°55.4′ 東経129°37.5′)
事故の概要	漁船海喜丸は、南西進中、また、プレジャーボート隆丸は、錨泊中、両船が衝突した。
事故調査の経過	令和3年2月12日、主管調査官（長崎事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 海喜丸、4.70トン NS3-404934（漁船登録番号）、個人所有 B プレジャーボート 隆丸、1.30トン NS3-407819（漁船登録番号）、個人所有 第273-1152号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定 B 船長B、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A 船首部外板に擦過傷 B 操舵室天井部に凹損、船外機に破損及び同取付け部に亀裂、右舷手すりに曲損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北東、風力 1、視界 良好 海象：波高 約0.5m、潮汐 上げ潮の末期
事故の経過	A 船は、船長Aが1人で乗り組み、漁場へ向けて約7ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ。）で南西進した。 船長Aは、左舷船尾方を航行している他船に意識を向け、同船と十分な距離をとろうとして、約10knに増速した直後に衝撃を感じ、A船の船首部がB船の船尾部と衝突したことを知った。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、船首を南方に向けて錨泊中、船長Bが、浮き流し釣りをし、浮きに意識を向けていたところ、左舷船尾方から接近して来ているA船を認め、衝突の危険を感じたので大声を出しながら、船外機を始動してA船を避けようとしたが間に合わず、A船と衝突した。
分析	A 船は、南西進中、船長Aが左舷船尾方を航行している他船に意識を向けて航行していたことから、前路で錨泊中のB船に気付かず、A船の船首部とB船の船尾部とが衝突したものと考えられる。 B 船は、錨泊中、船長Bが釣りをしながら錨泊を続けたことから、

	<p>接近して来るA船に気付くのが遅れ、A船と衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、A船が南西進中、B船が錨泊中、船長Aが、左舷船尾方を航行している他船に意識を向けて航行していたため、前路で錨泊中のB船に気付かず、また、船長Bが釣りをしながら錨泊を続けたため、接近して来るA船に気付くのが遅れ、両船が衝突したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・航行中、一方向のみに意識を向けることなく、常時、周囲の見張りを適切に行うこと。 ・錨泊中、周囲の見張りを適切に行い、接近する他船の早期発見に努め、接近する他船を認めた場合、有効な音響信号による注意喚起を行うとともに、余裕のある時機に衝突を避けるための措置を講じること。